

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和５年１２月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和５年１２月２５日（月曜日）午後１時３０分～午後２時４０分 2 開催場所 守谷市役所 全員協議課室 3 教育長及び各委員の出欠状況 ５名出席（町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数７名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） １名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （１）議案第５５号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について （２）議案第５６号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会への諮問について （３）議案第５７号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会臨時委員の委嘱について 【協議事項】 （１）協議第１号 社会教育関係団体等補助金交付要綱の制定について 【報告事項】 （１）報告第１２号 令和５年１２月定例会月議会について（教育委員会所管分） （２）報告第１３号 守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員について

4 今後の状況	次回は，令和6年1月25日（木曜日）午後1時30分から開催予定
---------	---------------------------------

令和5年12月教育委員会定例会 会議資料

日 時 令和5年12月25日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

令和5年12月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和5年12月25日(月)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 55 号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

議案第 56 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会への諮問について

議案第 57 号 守谷市いじめ問題重大事態調査委員会臨時委員の委嘱について

4 協議事項

協議第 1 号 社会教育関係団体等補助金交付要綱の制定について

5 報告事項

報告第 12 号 令和5年12月定例会月議会について(教育委員会所管分)

報告第 13 号 守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員について

6 その他

議案第 5 5 号

守谷市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和 2 年守谷市教育委員会告示第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 5 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、英語検定結果発表が次年度となる受検方法に対応するため、提出期限を 4 月 3 0 日までと改正するものです。

議 案	頁 数
55号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和2年守谷市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第5条に次のただし書きを加える。

ただし、検定を受検した会計年度内に、検定結果が確認できない場合にあっては、翌年度の4月30日までに検定結果の確認ができるものを提出するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議 案	頁 数
55号	2

協議第 1 号

社会教育関係団体等補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である社会教育関係団体等補助事業について、市が方針を見直し、補助金を交付するためには要綱整備が必須となったことから、守谷市社会教育関係団体補助金交付要綱及び守谷市スポーツ関係団体補助金交付要綱を制定するため協議を求める。

- 1 守谷市社会教育関係団体補助金交付要綱（資料 1）
- 2 守谷市スポーツ関係団体補助金交付要綱（資料 2）

令和 5 年 12 月 25 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香

協 議	頁 数
1 号	1

守谷市告示第 号

守谷市社会教育関係団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市社会教育関係団体補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、本市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体に対し、予算の範囲内において守谷市社会教育関係団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（体育及びレクリエーションの活動を行う団体を除く。）をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この告示による補助金の対象となる事業の名称、事業実施者及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 この告示による補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市社会教育関係団体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施しようとする日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款又は規約
- (4) 見積書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、その適否を決定するものとする。

協 議	頁 数
1 号	2

る。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付して守谷市社会教育関係団体補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（計画の変更承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ守谷市社会教育関係団体補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第6条に準じ、守谷市社会教育関係団体補助金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、守谷市社会教育関係団体補助金概算払申請書兼請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業を完了したときは、速やかに守谷市社会教育関係団体補助金事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（様式第9号）
- （2）領収書及び契約書の写し
- （3）事業の実施状況が分かる写真
- （4）その他事業の完了を証する書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、守谷市社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市社会教育関係団体補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業者の事業の遂行状況について、調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果等から補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、補助事業等に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合

(2) 第8条第2項の規定により概算払によって補助金の交付を受けた場合であって、実際に要した費用が交付を受けた補助金の額を下回った場合

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業の名称	事業実施者	補助金の額
子ども会育成補助事業	守谷市子ども会育成連合会	補助対象経費の全額とし、200,000円を限度とする。
P T A連絡協議会指導者研修事業	守谷市P T A連絡協議会	補助対象経費の全額とし、100,000円を限度とする。
文化協会運営事業	守谷市文化協会	補助対象経費の全額とし、1,700,000円を限度とする。
文化協会周年事業	守谷市文化協会	補助対象経費の全額とし、300,000円を限度とする。

別表第 2 （第 4 条関係）

補助対象経費	主な使途内容
報償費	講師謝礼等
旅費	事業のための旅行に要する実費弁償
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	専門業者の業務委託、保守点検等
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、事務機器のリース料等
負担金	講習会受講料等
その他の経費	上記以外で市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 所在地
名 称
代表者名

守谷市社会教育関係団体補助金交付申請書

守谷市社会教育関係団体補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の名称	
交付申請額	金 円
事業の目的	
事業の内容	
事業期間	
添付書類	☐ 事業計画書（様式第2号） ☐ 収支予算書（様式第3号） ☐ 定款又は規約 ☐ 見積書等 ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書

実施日	場所	事業内容及び説明

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

1 収入

単位：円

科 目	収入予算額	算 出 根 拠
合 計		

2 支出

単位：円

科 目	支出予算額	補助金 充当額	算 出 根 拠
合 計			

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長

守谷市社会教育関係団体補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称

2 決定の区分

3 交付決定額 金 円

4 指示又は条件（不交付の場合は理由）

協 議	頁 数
1 号	9

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 所在地
名 称
代表者名

守谷市社会教育関係団体補助金事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）したいので申請します。

事業の名称	
変更（中止）理由	
変更事項	
変更後	
変更前	
添付書類	☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ 見積書等 ☐ その他（ ）

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長

守谷市社会教育関係団体補助金事業計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市社会教育関係団体補助金の事業計画の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称

2 決定の区分

3 交付決定額 金 円

4 指示又は条件（不承認の場合は理由）

協 議	頁 数
1 号	11

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

守谷市社会教育関係団体補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり概算払の交付を受けたいので申請及び請求します。

事業の名称		
交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円
振込先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 所在地
名 称
代表者名

守谷市社会教育関係団体補助金事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり補助事業が完了したので報告します。

事業の名称	
完了年月日	
交付決定額	金 円
既 交 付 額	金 円
補助金充当額	金 円
添 付 書 類	☐ 収支決算書（様式第 9 号） ☐ 領収書及び契約書の写し ☐ 事業の実施状況が分かる写真 ☐ その他（ ）

様式第9号（第9条関係）

収支決算書

1 収入決算

単位：円

科 目	収入決算額	決 算 内 訳
合 計		

2 支出決算

単位：円

科 目	支出決算額	補助金 充当額	決 算 内 訳
合 計			

3 収入支出差引

収入決算額	支出決算額	収入支出 差引額	説 明

様式第10号（第10条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

守谷市長

守谷市社会教育関係団体補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり確定したので通知します。

1 事業の名称

2 交付確定額 金 円

協 議	頁 数
1 号	15

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 所在地
名 称
代表者名

守谷市社会教育関係団体補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった守谷市社会教育関係団体補助金について、次のとおり交付を受けたいので請求します。

事業の名称		
交付確定額	金	円
既交付額	金	円
請求額	金	円
振込先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

守谷市告示第 号

守谷市スポーツ関係団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市スポーツ関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるスポーツの振興を図るため、スポーツ関係団体に対し、予算の範囲内において守谷市スポーツ関係団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「スポーツ関係団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体のうち体育及びレクリエーションの活動を行う団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この告示による補助金の対象となる事業の名称、事業実施者及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 この告示による補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市スポーツ関係団体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業を実施しようとする日の7日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款又は規約
- (4) 見積書等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、その適否を決定するものとする。

協 議	頁 数
1 号	17

る。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付して守谷市スポーツ関係団体補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（計画の変更承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ守谷市スポーツ関係団体補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第6条に準じ、守谷市スポーツ関係団体補助金事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者には通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、守谷市スポーツ関係団体補助金概算払申請書兼請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業を完了したときは、速やかに守谷市スポーツ関係団体補助金事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（様式第9号）
- （2）領収書及び契約書の写し
- （3）事業の実施状況が分かる写真
- （4）その他事業の完了を証する書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、守谷市スポーツ関係団体補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者には通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、守谷市スポーツ関係団体補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

協 議	頁 数
1 号	1 8

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保存しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助事業者の事業の遂行状況について、調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果等から補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか、補助事業等に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合

(2) 第8条第2項の規定により概算払によって補助金の交付を受けた場合であって、実際に要した費用が交付を受けた補助金の額を下回った場合

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業の名称	事業実施者	補助金の額
スポーツ協会運営事業	一般社団法人守谷市スポーツ協会	補助対象経費の全額とし、20,000,000円を限度とする。
スポーツ少年団本部運営事業	守谷市スポーツ少年団本部	補助対象経費の全額とし、1,500,000円を限度とする。
ハーフマラソン運営事業	守谷市ハーフマラソン実行委員会	補助対象経費の全額とし、8,000,000円を限度とする。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	主な使途内容
報償費	講師謝礼等
旅費	事業のための旅行に要する実費弁償
需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	専門業者の業務委託、保守点検等
使用料及び賃借料	会場借り上げ料、事務機器のリース料等
負担金	講習会受講料等
その他の経費	上記以外で市長が特に必要と認める経費

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 所在地
名 称
代表者名

守谷市スポーツ関係団体補助金交付申請書

守谷市スポーツ関係団体補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の名称	
交付申請額	金 円
事業の目的	
事業の内容	
事業期間	
添付書類	☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ 定款又は規約 ☐ 見積書等 ☐ その他（ ）

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書

実施日	場所	事業内容及び説明

様式第3号（第5条関係）

収支予算書

1 収入

単位：円

科 目	収入予算額	算 出 根 拠
合 計		

2 支出

単位：円

科 目	支出予算額	補助金 充当額	算 出 根 拠
合 計			

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市スポーツ関係団体補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市スポーツ関係団体補助金
について、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称

2 決定の区分

3 交付決定額 金 円

4 指示又は条件（不交付の場合は理由）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 所在地
名 称
代表者名

守谷市スポーツ関係団体補助金事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市スポーツ関係団体補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）したいので申請します。

事業の名称	
変更（中止）理由	
変更事項	
変更後	
変更前	
添付書類	☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ 見積書等 ☐ その他（ ）

第 年 月 日 号

様

守谷市長

守谷市スポーツ関係団体補助金事業計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市スポーツ関係団体補助金の事業計画の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称

2 決定の区分

3 交付決定額 金 円

4 指示又は条件（不承認の場合は理由）

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 所在地
名 称
代表者名

守谷市スポーツ関係団体補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市スポーツ関係団体補助金について、次のとおり概算払の交付を受けたいので申請及び請求します。

事業の名称		
交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円
振 込 先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 所在地
名 称
代表者名

守谷市スポーツ関係団体補助金事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった守谷市スポーツ関係団体補助金について、次のとおり補助事業が完了したので報告します。

事業の名称	
完了年月日	
交付決定額	金 円
既交付額	金 円
補助金充当額	金 円
添付書類	☐ 収支決算書（様式第 9 号） ☐ 領収書及び契約書の写し ☐ 事業の実施状況が分かる写真 ☐ その他（ ）

様式第9号（第9条関係）

収支決算書

1 収入決算

単位：円

科 目	収入決算額	決 算 内 訳
合 計		

2 支出決算

単位：円

科 目	支出決算額	補助金 充当額	決 算 内 訳
合 計			

3 収入支出差引

収入決算額	支出決算額	収入支出 差引額	説 明

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市スポーツ関係団体補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった守谷市スポーツ関係団体補助金について、次のとおり確定したので通知します。

1 事業の名称

2 交付確定額 金 円

協 議	頁 数
1 号	3 0

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

補助事業者 所在地
名称
代表者名

守谷市スポーツ関係団体補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった守谷市スポーツ関係団体補助金について、次のとおり交付を受けたいので請求します。

事業の名称		
交付確定額	金	円
既交付額	金	円
請求額	金	円
振込先	金融機関	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

報告第12号

令和5年守谷市議会12月定例会月議会について（教育委員会所管分）

1 議案第71号 守谷市教育委員会委員の任命について

議決日 令和5年12月13日

議決結果 原案 同意

2 議案第75号 守谷市特別職の委員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議決日 令和5年12月13日

議決結果 原案 可決

3 議案第76号 令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会所管分）

議決日 令和5年12月13日

議決結果 原案 可決

4 「市政に関する一般質問」について

別紙のとおり

令和5年12月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報 告	頁 数
12号	1

議案第 7 1 号

守谷市教育委員会委員の任命について

下記の者を守谷市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 守谷市野木崎 1 7 5 5 番地
氏 名 しい な かず よし
椎 名 和 良
生年月日 昭和 3 2 年 6 月 2 2 日（6 6 歳）

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日

報 告	頁 数
1 2 号	2

議 案	頁 数
7 1 号	1

提案理由（議案第 7 1 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、現教育委員会委員椎名和良氏が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となることに伴い、同氏を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき提案するものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
1 2 号	3

議 案	頁 数
7 1 号	2

略 歴

しいな かずよし
椎名 和良

昭和32年 6 月22日生（66歳）

学歴

昭和56年 3 月 國學院大学文学部史学科卒業

職歴

昭和56年 4 月	茨城県筑波郡伊奈村立谷井田小学校勤務（講師）
昭和58年 8 月	茨城県筑波郡伊奈村立谷井田小学校勤務（教諭）
昭和59年 4 月	茨城県取手市立永山中学校勤務（教諭）
平成 8 年 4 月	茨城県北相馬郡藤代町立藤代小学校勤務（教諭）
平成13年 4 月	茨城県北相馬郡藤代町立藤代中学校勤務（教諭）
平成16年 4 月	茨城県取手市立井野小学校勤務（教諭）
平成18年 4 月	茨城県取手市立永山中学校勤務（教頭）
平成21年 4 月	茨城県取手市立井野小学校勤務（教頭）
平成24年 4 月	茨城県取手市立戸頭西小学校勤務（校長）
平成27年 4 月	茨城県守谷市立高野小学校勤務（校長）
平成30年 3 月	茨城県公立学校教員退職
平成30年 4 月	守谷市総合教育支援センター相談員

その他の経歴

平成30年 4 月	守谷市教育委員会委員
令和 2 年 4 月	守谷市教育委員会委員（再任）

現在に至る

報 告	頁 数
12号	4

議 案	頁 数
71号	3

議案第 7 5 号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条
例（昭和 5 3 年守谷町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 補助機関の部スポーツ推進委員の項の次に次のように加える。

学校運営協 議会委員	日額	3, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
---------------	----	----------	-----	------------	------------	----------

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案

報 告	頁 数
決 1 2 号	5

議 案	頁 数
7 5 号	1

提案理由（議案第75号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、学校、保護者及び地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むために必要な支援に関して協議する機関として、守谷市学校運営協議会を設置するに当たり、当該委員の報酬等を規定するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
12号	6

議 案	頁 数
75号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
別表第 3（第 9 条、第 1 0 条、第 1 4 条関係） 【別記 1】参照	別表第 3（第 9 条、第 1 0 条、第 1 4 条関係） 【別記 2】参照

報告	頁数
12号	7
議案	頁数
75号	3

【別記1】 改正

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメー トルにつき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
					甲地区	乙地区	
執行機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スポーツ推進委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	学校運営協議会委員	日額	3, 0 0 0	4 0	1 0, 9 0 0	1 0, 9 0 0	2, 2 0 0
	農地利用最適化推進 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【別記 2】 現行

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメー トルにつき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
					甲地区	乙地区	
執行機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スポーツ推進委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	【新設】						
	農地利用最適化推進 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

議 案	頁 数
7 5 号	5

報 告	頁 数
1 2 号	9

議案第76号

令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度守谷市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,754,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,953,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前予算額	補正予算額	計	
1 市 税		12,083,822	420,000	12,503,822	
	1 市 民 税	5,869,030	300,000	6,169,030	
	2 固 定 資 産 税	4,897,661	120,000	5,017,661	
14 国 庫 支 出 金		4,569,458	257,357	4,826,815	
	1 国 庫 負 担 金	3,499,150	59,350	3,558,500	
	2 国 庫 補 助 金	1,058,977	198,007	1,256,984	
15 県 支 出 金		1,902,703	31,556	1,934,259	
	1 県 負 担 金	1,281,569	16,374	1,297,943	
	2 県 補 助 金	487,605	15,182	502,787	
17 寄 附 金		6,000,000	3,000,000	9,000,000	
	1 寄 附 金	6,000,000	3,000,000	9,000,000	
18 繰 入 金		8,434,980	331,032	8,766,012	
	2 基 金 繰 入 金	5,374,999	331,032	5,706,031	
21 市 債		2,135,241	△285,000	1,850,241	
	1 市 債	2,135,241	△285,000	1,850,241	
歳 入 合 計		39,198,087	3,754,945	42,953,032	

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 議 会 費		200,461	△3,371	197,090
	1 議 会 費	200,461	△3,371	197,090
2 総 務 費		11,488,682	1,737,524	13,226,206
	1 総 務 管 理 費	10,379,958	1,767,312	12,147,270
	2 徴 税 費	348,364	△14,215	334,149
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	182,778	△14,394	168,384
	5 統 計 調 査 費	21,128	△308	20,820
	7 市 民 活 動 総 務 費	497,789	△871	496,918
3 民 生 費		10,927,644	987,847	11,915,491
	1 社 会 福 祉 費	4,597,289	416,264	5,013,553
	2 児 童 福 祉 費	5,733,039	521,851	6,254,890
	3 生 活 保 護 費	596,159	49,732	645,891
4 衛 生 費		2,585,220	△10,303	2,574,917
	1 保 健 衛 生 費	1,783,147	△10,303	1,772,844
6 農 林 水 産 業 費		242,817	△2,197	240,620
	1 農 業 費	242,707	△2,197	240,510
7 商 工 費		512,704	805	513,509
	1 商 工 費	512,704	805	513,509
8 土 木 費		4,023,729	△347,766	3,675,963

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
	1 土 木 管 理 費	186,394	△1,133	185,261
	2 道 路 橋 梁 費	1,093,877	3,945	1,097,822
	4 都 市 計 画 費	2,627,046	△315,488	2,311,558
	5 住 宅 費	40,703	△35,090	5,613
10 教 育 費		4,382,645	15,676	4,398,321
	1 教 育 総 務 費	1,429,887	△4,593	1,425,294
	2 小 学 校 費	1,094,082	8,401	1,102,483
	3 中 学 校 費	866,763	2,500	869,263
	4 社 会 教 育 費	958,323	9,368	967,691
11 公 債 費		1,036,165	132,100	1,168,265
	1 公 債 費	1,036,165	132,100	1,168,265
12 諸 支 出 金		2,629,989	1,244,630	3,874,619
	1 基 金 費	2,629,989	1,244,630	3,874,619
歳 出 合 計		39,198,087	3,754,945	42,953,032

議 案	頁 数
76号	4

報 告	頁 数
12号	13

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳・戸籍情報システム改修	2,013
8.土木費	4.都市計画費	総合公園新設事業	126,174

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
議会車運転業務委託	令和5年度から令和8年度まで	3,102
議会だより印刷製本	令和5年度から令和6年度まで	4,035
広報もりや印刷製本	令和5年度から令和6年度まで	13,127
検診等予約受付業務委託	令和5年度から令和6年度まで	8,866
道路除草業務委託	令和5年度から令和8年度まで	167,145
守谷駅自由通路、公衆用トイレ及び公衆喫煙所清掃業務委託	令和5年度から令和8年度まで	22,048
ひがし野プロムナード水路植栽管理業務委託	令和5年度から令和6年度まで	6,677
排水路、調整池及びひがし野プロムナード水路除草業務委託	令和5年度から令和8年度まで	132,484
堤防坂路土地賃貸借	令和6年度から令和8年度まで	1,865
公園等ゴミ巡回清掃及びトイレ清掃業務委託	令和5年度から令和8年度まで	29,700

(仮称) 守谷市総合公園事業用地先行取得事業	令和5年度から令和11年度まで	2,010,000
守谷市土地開発公社借入金債務保証	令和5年度から令和11年度まで	2,010,000
本町Ⅱ地区地籍調査業務委託	令和5年度から令和8年度まで	42,317
小中学校使用バス賃貸借	令和5年度から令和6年度まで	28,932
小学校水泳授業委託	令和5年度から令和6年度まで	5,053
児童生徒家庭支援業務委託	令和5年度から令和6年度まで	14,112
学校給食センター蒸気ボイラー保守管理業務委託	令和5年度から令和8年度まで	5,522
学校給食センター下水道除害施設汚泥収集運搬・処分業務委託	令和5年度から令和6年度まで	5,143
学校給食センター排水処理プラント維持管理業務委託	令和5年度から令和8年度まで	5,762
学校給食センター空調設備保守管理業務委託	令和5年度から令和8年度まで	12,279

(変更)

(単位 千円)

変 更 前			変 更 後		
事 項 名	期 間	限 度 額	事 項 名	期 間	限 度 額
守谷中央図書館改修工 事実施設計・監理業務 委託	令和6年度から 令和8年度まで	29,252	守谷中央図書館改修工 事基本・実施設計及び 監理業務委託	変更前に同じ	66,010

76号	議案	12号	報告
6	頁数	15	頁数

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計
1 市 税	12,083,822	420,000	12,503,822
14 国 庫 支 出 金	4,569,458	257,357	4,826,815
15 県 支 出 金	1,902,703	31,556	1,934,259
17 寄 附 金	6,000,000	3,000,000	9,000,000
18 繰 入 金	8,434,980	331,032	8,766,012
21 市 債	2,135,241	△285,000	1,850,241
歳 入 合 計	39,198,087	3,754,945	42,953,032

歳 出

(単位 千円)

款	補正前予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	200,461	△3,371	197,090				△3,371	
2 総 務 費	11,488,682	1,737,524	13,226,206	2,013		1,786,006	△50,495	
3 民 生 費	10,927,644	987,847	11,915,491	334,960			652,887	
4 衛 生 費	2,585,220	△10,303	2,574,917				△10,303	
6 農 林 水 産 業 費	242,817	△2,197	240,620				△2,197	
7 商 工 費	512,704	805	513,509				805	
8 土 木 費	4,023,729	△347,766	3,675,963	△52,411	△87,000	△174,460	△33,895	
10 教 育 費	4,382,645	15,676	4,398,321		△211,000		226,676	
11 公 債 費	1,036,165	132,100	1,168,265				132,100	
12 諸 支 出 金	2,629,989	1,244,630	3,874,619			1,244,630		
歳 出 合 計	39,198,087	3,754,945	42,953,032	284,562	△298,000	2,856,176	912,207	

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1住宅管理費	△35,090 (40,703) (5,613)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	△15,790 0 △19,300 0	14工事請負費	△35,090	01市営住宅管理事業 (建設課) 14工事請負費 ・市営住宅改修工事
計	△35,090 (40,703) (5,613)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	△15,790 0 △19,300 0			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2学校教育総務費	△15,308	国県支出金	0	2給料	△14,434	76任期付職員給与関係経費	843
	(357,430)	地方債	0	3職員手当等	△196	2給料	1,355
	(342,122)	その他	0	4共済費	△678	一般職給	
		一般財源	△15,308			3職員手当等	△486
						扶養手当	△258
						期末手当	△590
						勤勉手当	△609
						通勤手当	△270
						住居手当	672
						退職手当負担金	437
						地域手当	132
						4共済費	△26
						共済組合負担金	
						78特別職給与関係経費	△20
						4共済費	△20
						特別職共済組合負担金	

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(2) 学校教育総務費						79 職員給与関係経費 △16,131 2給料 △15,789 一般職給 3職員手当等 290 扶養手当 297 管理職手当 480 期末手当 △108 勤勉手当 △118 通勤手当 △353 児童手当 330 退職手当負担金 △151 地域手当 △87 4共済費 △632 共済組合負担金
3 教育研究指導費	716 (343,852) (344,568)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 0 716	1 報 酬 8 旅 費	706 10	01 指導総務事務 (教育指導課) 716 1報酬 706 会計年度任用職員報酬 ・一般事務補助員 8旅費 10 費用弁償 ・一般事務補助員
4 学校給食センター 一 費	9,999 (725,577) (735,576)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 0 9,999	2 給 料 3 職 員 手 当 等 4 共 済 費 10 需 用 費	3,540 3,309 1,159 1,991	04 給食提供事業 (学校給食センター) 1,991 10需用費 1,991 賄材料費 79 職員給与関係経費 8,008 2給料 3,540

76号	議案	12号	報告
34	頁数	19	頁数

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(4学校給食センター費)						一般職給 3職員手当等 3,309 扶養手当 264 期末手当 1,099 勤勉手当 806 通勤手当 △35 児童手当 240 退職手当負担金 478 地域手当 457 4共済費 1,159 共済組合負担金
計	△4,593 (1,429,887) (1,425,294)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 △4,593			

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1学校管理費	4,000 (439,170) (443,170)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 4,000	10需用費	4,000	02 小学校施設維持管理事業 (学校教育課) 10需用費 修繕料	4,000 4,000
2教育振興費	4,401 (177,742) (182,143)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 4,401	10需用費	4,401	01 小学校教育振興事業 (学校教育課) 10需用費 消耗品費	4,401 4,401

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
3 学校建設費	0 (477,170) (477,170)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 △73,000 0 73,000			
計	8,401 (1,094,082) (1,102,483)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 △73,000 0 81,401			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	2,500 (158,074) (160,574)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 2,500	10 需用費	2,500	03 中学校施設維持管理事業 (学校教育課) 10 需用費 修繕料	2,500 2,500
3 学校建設費	0 (575,080) (575,080)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 △102,000 0 102,000				
計	2,500 (866,763) (869,263)	国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 △102,000 0 104,500				

76号	議案	12号	報告
36	頁数	21	頁数

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
1 社会教育総務費	△1,403 (273,040) (271,637)	国県支出金	0	2 給料	225	26 守谷市民交流館維持管理事業 (生涯学習課) 550
		地方債	0	3 職員手当等	△1,800	10 需用費 550
		その他	0	4 共済費	△378	修繕料
		一般財源	△1,403	10 需用費	550	79 職員給与関係経費 △1,953
						2 給料 225
						一般職給
						3 職員手当等 △1,800
						扶養手当 △251
						時間外勤務手当 300
						期末手当 △466
						勤勉手当 △725
						通勤手当 △89
						住居手当 △672
						退職手当負担金 106
						地域手当 △3
						4 共済費 △378
						共済組合負担金
4 公民館費	5,535 (393,819) (399,354)	国県支出金	0	10 需用費	5,535	01 公民館運営管理事業 (生涯学習課) 5,535
		地方債	△36,000			10 需用費 5,535
		その他	0			修繕料
		一般財源	41,535			
5 図書館費	5,236 (282,301) (287,537)	国県支出金	0	2 給料	△1,167	03 図書館施設維持管理事業 (中央図書館) 8,980
		地方債	0	3 職員手当等	△1,863	12 委託料 8,980
		その他	0	4 共済費	△714	設計・監理委託料
		一般財源	5,236	12 委託料	8,980	・設計・監理
						79 職員給与関係経費 △3,744

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳		節		説明
		財源名	金額	区分	金額	
(5図書館費)						2給料 △1,167 一般職給 3職員手当等 △1,863 扶養手当 △138 期末手当 △547 勤勉手当 △493 通勤手当 △95 住居手当 △336 児童手当 60 退職手当負担金 △157 地域手当 △157 4共済費 △714 共済組合負担金
計	9,368 (958,323) (967,691)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 △36,000 0 45,368			

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1元 金	132,100 (967,586) (1,099,686)	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他 一 般 財 源	0 0 0 132,100	22償還金利子及び 割 引 料	132,100 01 市債元金償還金 (財政課) 22償還金利子及び割引料 償還金 ・ 地方債償還元金	132,100 132,100
------	---------------------------------------	--	------------------------	--------------------	---	--------------------

76号	議案	12号	報告
38	頁数	23	頁数

補正予算給与費明細書

特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給		与		費			共 済 費	合 計	備考
			報 酬	給 料	期末手当	年間支給率 (月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当			
補正後	長 等	3		24,600	7,781			3,408	35,789	6,108	41,897	
	議 員	20	81,122		25,038				106,160	25,435	131,595	
	その他の特別職	732	69,996						69,996		69,996	
	計	755	151,118	24,600	32,819			3,408	211,945	31,543	243,488	
補正前	長 等	3		24,600	7,781			3,563	35,944	5,946	41,890	
	議 員	20	81,122		25,038				106,160	25,435	131,595	
	その他の特別職	732	69,996						69,996		69,996	
	計	755	151,118	24,600	32,819			3,563	212,100	31,381	243,481	
比 較	長 等							△ 155	△ 155	162	7	
	議 員											
	その他の特別職											
	計							△ 155	△ 155	162	7	

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(408) 398	602,523	1,370,574	1,285,204	3,258,301	485,104	3,743,405	
補 正 前	(409) 388	601,637	1,429,005	1,334,501	3,365,143	508,262	3,873,405	
比 較	(△1) 10	886	△ 58,431	△ 49,297	△ 106,842	△ 23,158	△ 130,000	

※()内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当負担金
	補 正 後	28,873	21,653	16,587	51,645	308	92,104	441,166	256,480	201,242
	補 正 前	31,956	23,260	21,280	52,140	308	88,045	456,137	277,530	202,986
	比 較	△ 3,083	△ 1,607	△ 4,693	△ 495		4,059	△ 14,971	△ 21,050	△ 1,744
内 訳	区 分	地域手当	宿日直手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当					
	補 正 後	173,996	700		450					
	補 正 前	179,709	700		450					
	比 較	△ 5,713								

議 案	76号
頁 数	41

報 告	12号
頁 数	25

会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(3) 398		1,370,574	1,166,241	2,536,815	485,104	3,021,919	
補 正 前	(5) 388		1,429,005	1,215,538	2,644,543	508,262	3,152,805	
比 較	(△2) 10		△ 58,431	△ 49,297	△ 107,728	△ 23,158	△ 130,886	

※()内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退職手当負担金
	補 正 後	28,873	21,653	16,587	51,645	308	92,104	322,203	256,480	201,242
	補 正 前	31,956	23,260	21,280	52,140	308	88,045	337,174	277,530	202,986
	比 較	△ 3,083	△ 1,607	△ 4,693	△ 495		4,059	△ 14,971	△ 21,050	△ 1,744
内 訳	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	管理職員特別勤務手当					
	補 正 後	173,996	700		450					
	補 正 前	179,709	700		450					
	比 較	△ 5,713								

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(405)	602,523		118,963	721,486		721,486	
補 正 前	(404)	601,637		118,963	720,600		720,600	
比 較	(1)	886			886		886	

※()内は、短時間勤務職員について示す。

(単位 千円)

職員手当の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	管理職手当	特殊勤務 手 当	時間外勤務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	退職手当 負 担 金
	補 正 後							118,963		
	補 正 前							118,963		
	比 較									
内 訳	区 分	地 域 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	管理職員特別 勤 務 手 当					
	補 正 後									
	補 正 前									
	比 較									

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)		説 明	備 考
給 料	△ 58,431	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分	2,924	昇格者12人	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 61,355	異動に伴う職員の入替による減、育休者、部分休業者 等	
職 員 手 当	△ 49,297	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 49,297	異動に伴う職員の入替による減 等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	就 業 職
令和5年10月1日現在	平 均 給 料 月 額(円)	302,260	268,575
	平 均 給 与 月 額(円)	392,375	309,411
	平 均 年 齢(歳)	43.5	59.5
令和4年10月1日現在	平 均 給 料 月 額(円)	304,559	304,750
	平 均 給 与 月 額(円)	393,309	350,950
	平 均 年 齢(歳)	43.9	58.5

イ 級別職員数

区 分	行 政 職			就 業 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和5年10月1日現在	7 級	() 17	() 4.4	5 級	() 1	() 25.0
	6 級	() 23	() 5.9	4 級	() 1	() 25.0
	5 級	() 35	() 9.1	3 級	()	()
	4 級	() 86	() 22.3	2 級	(1) 2	(100.0) 50.0
	3 級	() 96	() 24.9	1 級	()	()
	2 級	(2) 77	(100.0) 19.9			
	1 級	() 52	() 13.5			
	計	(2) 386	(100.0) 100.0	計	(1) 4	(100.0) 100.0
令和4年10月1日現在	7 級	() 15	() 4.0	5 級	() 2	() 50.0
	6 級	() 25	() 6.8	4 級	() 1	() 25.0
	5 級	() 35	() 9.5	3 級	()	()
	4 級	() 91	() 24.6	2 級	(1) 1	(100.0) 25.0
	3 級	(1) 83	(25.0) 22.4	1 級	()	()
	2 級	(3) 74	(75.0) 20.0			
	1 級	() 47	() 12.7			
	計	(4) 370	(100.0) 100.0	計	(1) 4	(100.0) 100.0

※()内は、短時間勤務職員について示す。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行 政 職	部 長 次 長	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主 事	主 事 主 事 補

ウ 昇給

	区 分	合 計	代 表 的 な 職 種	
			行 政 職	就 業 職
本年度	職 員 数 (A) (人)	388	383	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	275	275	0
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	2	
		2号給 (人)	23	
		3号給 (人)	4	
		4号給 (人)	227	
		6号給 (人)	19	
		8号給 (人)	0	
		12号給 (人)	0	
	比 率 (B) / (A) (%)	70.9	71.8	0.0
前年度	職 員 数 (A) (人)	383	378	5
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	266	265	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)	2	
		3号給 (人)	4	
		4号給 (人)	254	1
		6号給 (人)	2	
		8号給 (人)	3	
		12号給 (人)	1	
	比 率 (B) / (A) (%)	69.5	70.1	20.0

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率				支給率計(月分)		職務上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)		12月(月分)					
本 年 度	(1.150)	2.200	(1.150)	2.200	(2.300)	4.400	有	
前 年 度	(1.025)	2.000	(1.175)	2.250	(2.200)	4.250	有	
国 の 制 度	(1.150)	2.200	(1.150)	2.200	(2.300)	4.400	有	

※()内は、再任用職員について示す。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新 規 設 定 分)

(単位 千円)

事 項	限度額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 (見 込) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
議会車運転業務委託	3,102			令和 6年度から 令和 8年度まで	3,102				3,102
議会だより印刷製本	4,035			令和 6年度	4,035				4,035
広報もりや印刷製本	13,127			令和 6年度	13,127			720	12,407
検診等予約受付業務委託	8,866			令和 6年度	8,866				8,866
道路除草業務委託	167,145			令和 6年度から 令和 8年度まで	167,145				167,145
守谷駅自由通路、公衆用トイレ及び 公衆喫煙所清掃業務委託	22,048			令和 6年度から 令和 8年度まで	22,048				22,048
ひがし野プロムナード水路植栽管理 業務委託	6,677			令和 6年度	6,677				6,677
排水路、調整池及びひがし野プロム ナード水路除草業務委託	132,484			令和 6年度から 令和 8年度まで	132,484				132,484
堤防坂路土地賃貸借	1,865			令和 6年度から 令和 8年度まで	1,865				1,865
公園等ゴミ巡回清掃及びトイレ清掃業 務委託	29,700			令和 6年度から 令和 8年度まで	29,700				29,700
(仮称)守谷市総合公園事業用地先 行取得事業	2,010,000			令和 6年度から 令和 11年度まで	2,010,000	670,000	1,206,000	134,000	
守谷市土地開発公社借入金債務保 証	2,010,000			令和 6年度から 令和 11年度まで	債務保証限度 額の範囲内				全額
本町Ⅱ地区地籍調査業務委託	42,317			令和 6年度から 令和 8年度まで	42,317	14,809	7,404		20,104

小中学校使用バス賃貸借	28,932			令和 6年度	28,932				28,932
小学校水泳授業委託	5,053			令和 6年度	5,053				5,053
児童生徒家庭支援業務委託	14,112			令和 6年度	14,112				14,112
学校給食センター蒸気ボイラー保守 管理業務委託	5,522			令和 6年度から 令和 8年度まで	5,522				5,522
学校給食センター下水道除害施設汚 泥収集運搬・処分業務委託	5,143			令和 6年度	5,143				5,143
学校給食センター排水処理プラント 維持管理業務委託	5,762			令和 6年度から 令和 8年度まで	5,762				5,762
学校給食センター空調設備保守管理 業務委託	12,279			令和 6年度から 令和 8年度まで	12,279				12,279
合 計	4,528,169				2,518,169	684,809	1,213,404	134,720	485,236

(既 設 定 分)

(単位 千円)

事 項	限度額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
守谷中央図書館改修工事基本・実施 設計及び監理業務	66,010			令和 6年度から 令和 8年度まで	66,010		20,625		45,385
合 計	66,010				66,010		20,625		45,385

提案理由（議案第76号）

提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37億5,494万5千円の増額、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更です。

歳入の主なものは、市税で個人市民税の増額及び固定資産税の増額、国庫支出金で地方創生臨時交付金の増額、寄附金でふるさとづくり寄附金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の増額及びふるさとづくり基金繰入金の減額並びに市債で学校教育施設等整備事業債の減額です。

歳出の主なものは、総務費でふるさとづくり寄附金事業の増額、民生費で価格高騰重点支援給付金事業の増額及び児童手当支給事業の増額、土木費で総合公園新設事業の減額及び新守谷駅周辺土地区画整理事業の減額、公債費で市債元金償還金の増額並びに諸支出金でふるさとづくり基金の増額です。また、各項目にわたり人事異動等に伴う人件費の組み替えを行っています。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報 告	頁 数
12号	33

議 案	頁 数
76号	51

令和5年守谷市議会12月定例会「市政に関する一般質問」通告事項

通 告 順

1 番 海老原 博 幸 議員

1 ヤクルト球団2軍施設移転について

- (1) 協定の内容について
- (2) ヤクルト球団と守谷市の交渉の進め方について

2 松ヶ丘六丁目の土地取得について

- (1) 土地取得についての経緯の再確認
- (2) 土地取得の目的の再確認

3 これからの守谷市の子育て支援について

- (1) これまで守谷市が実施してきた施策の整理
- (2) 現状の出生数、出生率について
- (3) 今後の守谷市の子育て支援について

2 番 山 田 美枝子 議員

1 補聴器助成について

- (1) 加齢性難聴者の数の予測
- (2) 日本の補聴器施策・課題
- (3) 他の市区町村の助成制度
- (4) 守谷市の考えは

2 居宅介護サービスについて

- (1) 居宅介護サービスを受けている人数
- (2) 訪問看護と訪問リハビリについて
- (3) 守谷市の訪問リハビリ回数制限の撤廃を

3 守谷市の窓口サービスについて

- (1) 総合窓口サービスの利用状況

- (2) 公民館、コンビニの証明書発行状況
- (3) 土曜日の窓口サービスの増設を

3番 青木公達 議員

- 1 東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定について
 - (1) 第1工区に関する事項について
 - (2) 第2工区に関する事項について
- 2 守谷市 DX 推進計画について
 - (1) 守谷市が DX を推進するために一番不足しているものは何か
 - (2) (1) の不足を解決するため組織の構築や新会社への出資等も視野に入れる
とは、具体的には
 - (3) 担当課が考えている DX 推進計画の完成予想年度は
- 3 守谷市の今後の経済状況について
 - (1) 都市銀行2行が守谷市から撤退したが、理由は把握しているか
 - (2) 守谷市の金融団が解散したその理由は

4番 山本広行 議員

- 1 Morinfo について
 - (1) Morinfo の現在の登録者数
 - (2) Morinfo の機能について
 - (3) レポートマップについて
 - (4) スーパーアプリ化について
 - (5) バージョンアップやアップグレードなどの想定される時期は
 - (6) 市民への満足度を高めるには
- 2 ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業について
 - (1) 市内ひとり暮らしの高齢者数は
 - (2) 事業を開始してからの登録者数は
 - (3) 実際に緊急で使用された方の声は
 - (4) 今後のデジタル化を見据え、Morinfo との紐づけ等は可能か

5番 砂 川 誠 議員

1 ペットボトルの水平リサイクルについて

- (1) 水平リサイクルとは
- (2) 資源の長期循環
- (3) 普及啓発

2 新守谷駅旧駐輪場について

- (1) 現状
- (2) 駅周辺土地区画整理事業との関わりは
- (3) 今後の計画は

6番 長谷川 信 市 議員

1 ヤクルト球団2軍施設について

- (1) 現在の状況
- (2) 今後の取組

2 消防団について

- (1) 詰所の建替えの現状と今後の予定

7番 高 梨 隆 議員

1 障がい者に対する合理的配慮について

- (1) 障がい者に対する合理的配慮とは
- (2) 選挙における投票支援について
- (3) 障がい児を持つ父母からの要望事項について

8番 首 藤 太 亮 議員

1 守谷市における喫煙所について

- (1) 守谷市内における喫煙所の設置場所について
- (2) 守谷市内の喫煙におけるクレームなど
- (3) 守谷駅西口・東口の喫煙所について

報 告	頁 数
12号	36

9番 小 菅 勝 彦 議員

1 古城川立ち入り禁止区域の開放について

- (1) 現在の状況について
- (2) 将来の使用について

10番 渡 辺 秀 一 議員

1 守谷駅東口側に子ども達が集える場所づくり

- (1) 守谷駅東口側に子ども達が集える場所づくり

2 ヤクルトスワローズ2軍施設の税収と運用について

- (1) ヤクルトスワローズ2軍施設の税収と運用について
 - ア 固定資産税と償却資産税と住民税について
 - イ シャトルバスについて

報告第 1 3 号

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロ ポーザル審査委員について

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル
審査委員について、次の者を委嘱したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	副市長	みやさか ひろし 宮坂 広志	委員長
2	教育長	まちだ かおる 町田 香	
3	総務部長	たかはし ひろと 高橋 弘人	
4	教育部長	こばやし のぶとし 小林 伸稔	
5	生涯学習課長	ふくしま しょうこ 福島 晶子	
6	中央図書館長	ひらつか きょうこ 平塚 恭子	
7	学校教育課技佐	きなだ ひろし 真田 浩志	
8	学識経験者	のぐち たけのり 野口 武悟	大学教授
9	学識経験者	こいずみ まさのり 小泉 公乃	大学准教授

※ 委嘱期間 令和 5 年 1 2 月 1 8 日～業務契約締結日まで

令和 5 年 1 2 月 2 5 日 報 告
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香

報 告	頁 数
1 3 号	1

守谷市告示第143号

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和5年12月 8日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務において提出された企画提案書等（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び設計事業者の選定を行うため、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第2条 審査委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長
- (6) 中央図書館長
- (7) 学校教育課技佐
- (8) 学識経験者 2人以内

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故等があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

報 告	頁 数
13号	2

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(審査委員会の所掌事務)

第5条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) プロポーザルの審査基準に関する事項

(2) プロポーザルの応募者及びプロポーザルの審査に関する事項

(3) プロポーザルの設計事業者の選定に関する事項

2 審査委員会は、設計事業者の選定及びプロポーザルの審査に関し、必要があると認める場合は、プロポーザル提出者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務の委託契約締結日までとする。

(報告)

第7条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果及び設計事業者の選定結果を守谷市教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第9条 第2条第2項第8号に規定する委員に謝礼を支給する。

2 前項の謝礼の支給額は、別に定める。

(審査委員会の庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、守谷市教育委員会中央図書館において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

報 告	頁 数
13号	3